

ふくおかエコ農産物認証基準

区分	品目	化学肥料施用量 (窒素成分) (kg/10 a)		化学合成農薬 使用回数 (成分回数)		備考
		県基準	認証 基準	県基準	認証 基準	
		米	うるち米 (早期)	6.5	3.25	
	うるち米 (普通期)	8.5	4.25	20	10	
	もち米 (普通期)	12	6	18	9	
麦類	小麦	17	8.5	8	4	
	大・裸麦	12	6	8	4	
豆類	大豆	2	1	14	7	
	そらまめ (種実)	12	6	9	4	成熟した種子を収穫するもの
野菜(果菜類)	きゅうり	64	32	56	28	
	すいか	21	10.5	16	8	
	メロン	15	7.5	22	11	
	まくわうり	12	6	14	7	
	かぼちゃ	20	10	12	6	
	トマト (長期どり)	29	14.5	78	39	
	トマト (促成)	29	14.5	60	30	
	トマト (早熟・雨よけ)	29	14.5	36	18	
	トマト (低段密植栽培)	29	14.5	36	18	
	ミニトマト	27	13.5	53	26	
	なす	58	29	59	29	
	ピーマン	32	16	16	8	
	いちご	30	15	63	31	
	スイートコーン	35	17.5	14	7	
	オクラ	18	9	13	6	
	えんどう	14	7	11	5	
	いんげん	17	8.5	9	4	
	そらまめ	12	6	9	4	未成熟な種子を収穫するもの
	えだまめ	12	6	6	3	
	にがうり	32	16	22	11	
	パプリカ	60	30	62	31	
	とうがらし類	45	22.5	16	8	ししとう、甘長とうがらしを含む
	ズッキーニ	25	12.5	14	7	
野菜(葉菜類)	はくさい	27	13.5	15	7	
	キャベツ	26	13	11	5	
	ほうれんそう	24	12	12	6	
	しゅんぎく (一斉収穫)	14	7	6	3	
	しゅんぎく (摘み取り)	28	14	10	5	
	結球レタス	20	10	10	5	
	非結球レタス	20	10	8	4	
	サラダ菜	17	8.5	6	3	
	たかな	30	15	4	2	
	セルリー	69	34.5	15	7	
	カリフラワー	28	14	10	5	
	ブロッコリー	32	16	11	5	
	ふき	85	42.5	13	6	
	にら	29	14.5	36	18	
	葉ねぎ (小ねぎ)	24	12	10	5	
	白ねぎ	24	12	23	11	
	たまねぎ	22	11	9	4	
	アスパラガス	53	26.5	18	9	
	みょうが	11	5.5	4	2	
	チンゲンサイ	12	6	10	5	
	山東菜	20	10	10	5	
	ナバナ	26	13	8	4	
	しそ	62	31	30	15	
	パセリ	44	22	34	17	
	こまつな	10	5	10	5	

	みつば	-		6	3	養液栽培
	みずな	13.6	6.8	8	4	
	かつおな	71	35.5	30	15	
	モロヘイヤ	32	16	10	5	
	バジル	22	11	10	5	
	ベビーリーフ	10	5	6	3	播種後、20~40日程度で収穫する葉菜類の幼葉
	らっきょう	22.4	11.2	6	3	
	かき(葉)	21	10.5	4	2	
	エンサイ	32	16	10	5	
	すいぜんじな	34.4	17.2	8	4	
	コリアンダー	20	10	8	4	
野菜(根菜類)	だいこん	13	6.5	10	5	
	かぶ	17	8.5	11	5	
	にんじん	18	9	9	4	
	ごぼう	27	13.5	8	4	
	れんこん	30	15	4	2	
	ラディッシュ	3.6	1.8	4	2	
	にんにく	16	8	9	4	鱗茎を収穫するもの
	にんにく(花茎)	16	8	0	0	
	ジャンボにんにく	24	12	9	4	
	さといも	20	10	8	4	
	ばれいしょ	12	6	8	4	
	かんしょ	6	3	14	7	
	しょうが	30	15	30	15	
キクイモ	16	8	3	1		
果実	温州みかん	25	12.5	21	10	
	中・晩生かんきつ	36	18	20	10	
	かき	14	7	24	12	
	ぶどう(有核)	10	5	21	10	
	ぶどう(無核)	14	7	25	12	
	なし	22	11	34	17	
	もも	15	7.5	19	9	
	すもも	15	7.5	14	7	
	うめ	21	10.5	16	8	
	キウイフルーツ	23	11.5	10	5	
	いちじく(蓬葉柿)	5	2.5	15	7	
	いちじく(柵井ドーフィン、とよみつひめ、その他)	12	6	25	12	
	びわ	27	13.5	6	3	
	くり	18	9	9	4	
	りんご	16	8	25	12	
	ブルーベリー	9	4.5	6	3	
	マンゴー	18	9	14	7	
	ラズベリー	9	4.5	4	2	
	工芸作物	茶	53	26.5	12	6
いぐさ		62	31	12	6	生産者は一貫経営とし、対象産品は花筵に限る
なたね		14.8	7.4	2	1	搾油用
さとうきび		20	10	14	7	

- 1 農薬の使用回数は、原則として播種から収穫終了までの回数とする。
- 2 農薬については、含有成分ごとにカウントする。
- 3 JAS法による「有機農産物の日本農林規格(農林水産省告示第59号)」で使用が認められている農薬又は「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(農林水産省 生産局長通知)」で化学合成農薬としてカウントしない農薬は、化学合成農薬としての回数にカウントしない。
- 4 種子消毒からカウントする(購入種子・種苗における育苗業者の農薬使用回数もカウントする。)
- 5 農薬取締法の農薬安全使用基準に従うこと。

### 養液栽培の排水処理基準

- 1 排水を肥料として使用し、河川や排水溝に排水しないこと。
- 2 河川や排水溝に排水する場合は、1リットルにつきアンモニウム性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素と硝酸性窒素合計量100mg以下であること。